

令和6年5月

第5回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
16番	飯島 孝一	17番	遠藤 道夫
19番	飯野 和男	20番	市村 元則
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

13番 飯岡 勉

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

- 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 6号 現況証明の発行可否について
- 議案第 7号 農地改良協議に対する同意について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 10号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について
- 議案第 11号 非農地の決定について
- 議案第 12号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和6年第5回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、総会の開催に当たりまして飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、御苦勞様でございます。

水稻の作業も大勢の方は終了されたころと思います。

また、大きく水稻経営されている方は、作業の繁忙期であるにも関わらず、この総会に時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第5回総会を開催いたします。

本日は傍聴人の方もいないので、このまま進めていきたいと思っております。

これより議事に入りますが、本日、議席13番飯岡 勉委員より欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和6年第5回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず日程第1、議事録署名委員の選任を行います。

つくば市農業委員会会議規則第25条第2項の規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席9番石島 繁委員、議席10番加園秀信委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思っておりますが、提出番号4番については、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から、提出番号4番を除いて、議案第5号の審議と

併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号4番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号19番については、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、19番を除いて担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

最初に豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻、野菜、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻、野菜、芝を作付けしている農家で、申請地には水稻、芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、申請人は、申請地の隣接地で認定保育園を経営している社会福祉法人です。今般、通園している園児に食育の大切さを伝える方針を掲げ、実施する予定であるため、農地を取得し事業に供するものです。

提出番号5番については、申請人は水稻、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番、7番については同一申請人のため、一括して説明いたします。申請人は野菜を作付けしている農家で、申請地に水稲、野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、申請地のうち、一筆に100㎡くらいの電波塔が設置されており、1年以内に農地全体を耕作できる見込みが立たないことから、説明できる書類の補正を求めるべく、継続審議といたします。

提出番号9番については、申請人は野菜を作付けしている農家です。申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号8番については、継続審議、提出番号3番は農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、提出番号5番から7番、9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請人は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番、11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号13番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲、野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲、野菜を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請地全てに耕作権が設定されておりますが、権利の解約もしくは耕作者からの耕作意向を記した書類が提出されていないことから、継続審議といたしました。

提出番号 16 番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲、果樹を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、農業を開始するために許可するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 15 番については、継続審議、提出番号 12 番から 14 番、16 番から 18 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 条各号にも該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る 5 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 20 番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 20 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 1 番から 3 番、5 番から 18 番、20 番の説明及び報告が終わりました。

提出番号 8 番、15 番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 8 番、15 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号 8 番、15 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号8番、15番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号、提出番号8番、15番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から3番、5番から7番、9番から14番、16番から18番、20番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

両委員、お願いいたします。

両委員

提出番号20番の申請について、お聞きします、譲受人が埼玉県在住の方ですがとなっておりますが、どのような理由により申請されたのか教えていただければと思います。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

申請人の方は、当該農地の隣接地に自己用住宅を建築する目的で農地転用の許可を受けている方になります。今般、農地を取得し、農業を開始するために申請に至ったとの説明を伺っております。

以上でございます。

両委員

どうもありがとうございました。

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から3番、5番から7番、9番から14番、16番から18番、20番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から3番、5番から7番、9番から14番、16番から18番、20番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から3番、5番から7番、9番から14番、16番から18番、20番について、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号19番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号19番の審議が終了するまで一時退席いたします。

なお、議事の進行につきましては、坂入会長職務代理と交代することといたします。よろしく申し上げます。

（飯野和男会長 退席。坂入 誠会長職務代理と議長を交代）

議長（坂入職務代理）

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

提出番号19番については、桜地区で調査を実施しておりますので、市村委員より調査結果の報告をお願いいたします。

市村元則委員

5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、水稻、小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号19番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（坂入職務代理）

ありがとうございました。

提出番号19番について、質問、御意見等ありましたらお願いをいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（坂入職務代理）

質問、御意見共にないようですので、これにて提出番号19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号19番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（坂入職務代理）

異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号19番について許可することに決定いたします。

提出番号19番の審議が終了しましたので、議長を飯野会長と交代いたします。

飯野会長の復席を求めます。

（飯野和男会長 復席。坂入 誠会長職務代理と議長を交代）

議 長（飯野 和男）

どうもありがとうございました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番と関連する一体の事業であることから、議案第2号について、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とすることといたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

豊里地区分について、対崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、アパート経営による資産安定を図るべく、共同住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

す。以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、弟の実家への帰郷に伴い、これまで住んでいた住宅を弟に贈与することから、新たな自己用住宅を建築すべく申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

す。以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、アパート経営による資産の安定を図るべく、共同住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、申請地の隣接地に居住し、農業を営んでおります。今般、定年を機会に本格的に農業を開始するため、農業用倉庫及び農作業所の建築が必要となったことから申請したものです。許可後の利用の方法は、軽量鉄骨造、建物1棟を建築する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、アパート経営による一段の安定を図る目的として、共同住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから提出番号5番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について（提出番号1番）

議 長（飯野 和男）

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を一括して議題といたします。

それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第4号及び議案第2号の提出番号1番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を実施しておりますので、遠藤委員より調査結果の報告をお願いいたします。

遠藤道夫委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議会について報告いたします。

議案第2号、提出番号1番、議案第4号、提出番号1番については、低地解消のための盛土事業に係る一体の事業であることから一括して説明いたします。

申請地は、低地解消を目的とした盛土事業並びに進入用用地として、令和6年5月31日までの一時転用許可を受けましたが、発生土の工期の遅延に伴い、期間内に事業の完了が見込めないことから、一時転用期間を令和6年12月28日まで延長するもので、関係法令との協議が整っております。

以上のことから、議案第2号、提出番号1番、議案第4号、提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の提出番号1番、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第2号の提出番号1番及び議案第4号について審議いたします。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号の提出番号1番及び議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号1番及び議案第4号については、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について（提出番号4番）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号4番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第5号、議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号2番については、農用地区域内農地ですが、農用地区域からの除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農用地区域内農地ですが、農用地区域からの除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断しました。申請者は、現在借家住ま

いですが、将来のことを考え、申請地の持分の一部を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農用地区域内農地ですが、農用地区域からの除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、市内に本店を置き、同一大字内に事務所を持ち、土木建設業と不動産業を営む法人です。今般、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭になってきたことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、全面アスファルト舗装し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンクリート二次製品、砕石、山砂を置く計画で、資金は自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から6番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在社宅住まいですが、老後に備え、以前生活していた、つくば市に永住すべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番、9番については、一体事業に係る申請のため、一括して説明いたします。

申請者の農地区分は第2種と判断いたしました。申請者は、申請地の近隣に本店を置く社会福祉法人です。今般、社会福祉事業の開業に当たり、申請地を取得し、障害者福祉施設用地として申請するものです。許可後の利用方法は、鉄骨造の建物1棟を建築する計画で、資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番と議案第1号の提出番号4番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第1種農地と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号4番については、区分地上権を設定するために、農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号10番については、発電設備の支柱部分について賃貸借権の再許可を得るために、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は、許可日から3年間です。下部農地については、耕作権を取得している農地所有適格法人が引き続き、榊を栽培する計画となっており、既に355W、パネルを252枚設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在妻の実家に住んでおりますが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在社宅住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、開発許可申請がされていない状況であり、事業の確実性が担保されていないことから、関係法令申請を促すべく、継続審議といたしました。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、申請地の近隣で不動産業を営む法人です。現在、当該法人では、社員が20名おりますが、社用車を含めると、駐車場のスペースが不足しており、事業に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、前面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透を処理した上で、6台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号15番については、申請者が市内で使用している既存の駐車場が違反転用状態となっており、3月の現地調査会で聞き取り調査を行った結果、違反転用を是正することが必要と判断し、申請者に対し、申請の取下げを指導しております。

なお、違反している駐車場については、農地へ復元するべく、是正作業中であることを確認しております。

以上のことから、議案第5号、提出番号13番、15番については継続審議。議案第1号、提出番号4番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま。議案第5号、提出番号7番から12番、14番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地と第3種農地の許可基準に該当します。許可しても差し支えないと思われま。なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議が整っております。

提出番号17番については、第2種と判断いたしました。申請者は、県外に本店を置き、申請地の隣接地に事業所がある全国的に展開しているゼネコン法人です。今般、多様化する技術研究開発に対応すべき既存の研究所敷地を拡張し、新たな研究施設を建設するため申請するものです。許可後の利用方法は、鉄骨造3階建ての実験棟1棟及び屋外実験場を設け、既存施設と一体で利用する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得しました。自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号16番から19番については、一般基準を満たしており、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議会について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断しました。申請者は、申請地の隣接地で造林業と芝の生産等を行っている法人です。今般、新規事業として、個人の顧客を対象とした芝の販売を計画しており、芝のスペースの確保に加え、社用車の駐車場が慢性的に不足しており、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、農業用倉庫兼車両置場として申請するものですが、申請地の一部を無断で使用してしまっていたことから始末書付きの申請となっております。許可後の利用方法は、前面を砕石敷きとし、雨水を敷地内浸透処理とした上で、鉄骨造の農業用倉庫1棟、社用車16台、来客用車両3台を置く計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令の協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許

可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第1種と判断いたしました。申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議が整っております。

以上のことから、提出番号21番、22番については、関係法令も整っておりますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号4番、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号13番、15番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号13番、15番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号13番、15番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号13番、15番について、青木委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第5号、提出番号13番、15番に

については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号4番、議案第5号の提出番号1番から12番、14番、16番から22番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号4番及び議案第5号の提出番号1番から12番、14番、16番から22番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号4番及び議案第5号の提出番号1番から12番、14番、16番から22番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号4番及び議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から12番、14番、16番から22番については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号6番、8番及び9番につきましては、それぞれ30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第6号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から宅地及び資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前から共同住宅用地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号3番については、20年以上前から市道の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、20年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番から4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

こちらの現況証明ですが、宅地として認めるという件ですが、20年以上非農地として利用されていれば非農地として判断をなされ、法務局において地目変更登記がなされてしまっています。

正式な手続きを経ずに第三者が土地を取得し、地目を変更するのは問題であると思っています。事務局の見解をお願いします。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。第三者が宅地として土地を取得後に新たな住宅を建築しようとした場合は、改めて関係法令の許可等が必要になってまいります。しかし、雨貝委員のご指摘のとおり土地の取得という行為であれば、地目変更後は可能であると思われます。

以上でございます。

雨貝洋子委員

土地を取得した方が、関係法令に無知で新たな住宅を建築しようとした場合に問題にならないのでしょうか。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

現在、非農地証明に関しましては、市街化調整区域内の開発行為を所管する都市計画部開発指導課と、過去の履歴情報の確認等は行っておりません。

ただ、必要に応じて、開発指導課より農地部分に建物が越境した事案が、開発行為者と協議の中で見つかった場合は、当該証明の交付を受けるよう求められているというケースも多くございます。

以上でございます。

雨貝洋子委員

開発指導課とは、相互理解の中で対応されているということでしょうか。

事務局（廣引係長）

当該案件につきましては、開発指導課に確認しましたが、現在までに明確な回答を得られておりません。非農地証明書を発行後に開発指導課として、何かアクションを起こすということはないという話は伺っております。

議長（飯野 和男）

蛭原委員、お願いいたします。

蛭原昇委員

雨貝委員の質問に対してですけれども、我々農業委員会に求められているのは、農地であるか、非農地であるかの証明であって、詳細なことまでは求められていないと思います。

議長（飯野 和男）

野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

土地を購入した人の将来の計画にまで踏み込むはないと思います。

事務局（廣引係長）

現在、茨城県の農地法の事務処理の手引きを活用し、事務の運用を行わせていただいております。20年以上前から農地でない状況が続いていて、かつ、それに対して違反転用等の是正命令を下していないものに関しましては、証明の範囲となっているところから、このような対応をさせていただいているところでございます。

雨貝洋子委員

ありがとうございます。

議長（飯野 和男）

続いて、質問ありましたらお願いします。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第6号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第7号 農地改良協議に対する同意について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第7号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、遠藤委員より調査結果の報告をお願いいたします。

遠藤道夫委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議委員会について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便向上を図るべく、畑の土壌改良をするものです。桜川市内の山林から発生する購入土と既存農地の土壌と入替える計画で、土の入替え後は、大豆を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第7号について、遠藤委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案書21ページになります。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和6年4月19日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、谷田部地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号14番まで議案書記載のとおりとなり、谷田部地区3件、荃崎地区3件、大穂地区3件、筑波地区1件、桜地区4件となります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号について、原案のとおり決定いたします。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書23ページになります。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和6年4月19日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の使用貸借権の設定を行うものです。

以降、整理番号46番までのとおりとなり、豊里地区2件、谷田部地区1件、大穂地区5件、筑波地区15件、桜地区23件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。提出番号9番から23番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これを除いて審議いたします。

提出番号1番から8番、24番から46番について質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共はないようですので、これにて提出番号1番から8番、24番から46番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から8番、24番から46番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号、提出番号1番から8番、24番から46番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、提出番号9番から23番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、櫻井委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号9番から23番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共はないようですので、これにて提出番号9番から23番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号9番から23番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号、提出番号9番から23番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員 復席）

議案第10号 特定農地の貸付けに関する農地法との特例に関する法律第3条の規定による承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 特定農地の貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第10号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、市村委員より調査結果の報告をお願いいたします。

市村元則委員

去る5月9日に行った特定農地貸付法に基づく申請された市民農園について、現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

申請者は、市内に在住している個人で、周辺地域から市民農園用地の拡張要望が多いことから、新たにエリアを拡張すべく申請されたものです。市民農園の利用方法は1区画当たり24.2㎡とし、これまでに承認を得ている5区画を含め、合計11区画を設置し、運営する計画で、募集、選考方法、貸付期間等の内容についても問題はありません。

またさらに、市民農園拡張のため貸付協定を市と締結しており、以上のことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各号に該当するため、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第10号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第10号について、市村委員報告のとおり、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第10号について、原案のとおり承認いたします。

議案第11号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 非農地の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書70から71ページになります。

議案第11号 非農地の決定について御説明いたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から発送いたしました。承諾をいただいた土地12筆、計7,253㎡を農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第11号 非農地の決定については、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議案第12号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長（飯野 和男）

次に、議案第12号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他の実施状況について協議するため、4月30日に農業政策専門委員会を開催し、提案として決定いたしました。

農業者の減少や高齢化が進む中、多岐にわたる最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保するため、農業委員会は最適化活動の目標を徹底し、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検評価し、その結果を公表すると共に、茨城県知事及び茨城県農業会議に報告することになっておりますので、今回議案として提出するものです。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、事務局の説明もお願いいたします。

事務局（荻谷係長）

令和5年度の最適化活動の推進の状況について御説明いたします。

ページは72ページから74ページになっております。72ページの右側のほうに記載されております1の農業委員会の状況、右側にあります2の最適化活動の状況、実施状況ですね。以降、次のページにわたりまして、この状況がありまして、最後の74ページに、3の事務の実施状況で、それぞれ構成されております。

まず1番目としまして、農業委員会及び農家、農地の状況が1枚目に書かれておりまして、1枚目の右側の2番ですね。最適化の活動の実施状況、それぞれの項目がございまして、①が現状及び課題、2のほうが目標値、3が実績値となっております。

最後のページ、74ページの右側の3番のところ、事務実施状況として、農業委員会の

活動、開催の状況ですとか、許可件数の状況が記載されています。

これらの最適化活動は、農業委員さん、推進委員さんの地道な活動で支えられておりますので、今後も目標の達成に向けて、最適化、農地集積、農地保全等に取り組むと共に、毎月御提出いただいております活動記録への積極的な記入をお願いいたします。

また、それぞれの項目の最後の部分に、農業委員会の点検結果が記載されておりますので、併せて御確認ください。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま蛭原委員長及び事務局より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第12号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第12号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は、議案書75ページから99ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等はございませんか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

その他報告ですが、玉取地内で実施する農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の本橋委員長より報告をお願いいたします。

本橋文男委員

遊休農地対策専門委員会より、農地再生チャレンジ事業について報告いたします。

本年2月より、当事業における農地管理が始まり、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御協力いただきまして誠にありがとうございます。

収穫祭の開催に向け、遊休対策専門委員会の中で話し合われたことについて、事務局より説明をお願いいたします。

以上です。

議長（飯野 和男）

それでは、苅谷係長、お願いします。

事務局（苅谷係長）

遊休農地対策専門委員会で決定いたしましたことをもう一度お知らせいたします。

まず、収穫祭につきましては、6月の22日の土曜日を予定しております。悪天候等によりまして、収穫祭の実施が困難と判断した場合は、翌日の23日の日曜日を予備日として設定しております。

続いて、収穫祭の参加者の募集につきましては、つくば市在住の方、40組を募集することとなりました。募集の期間は、5月8日の水曜日から5月17日の金曜日まで、いばらき電子申請システムによる募集とし、広報は、ホームページにより周知をしております。

本日、午前中現在、42組応募がありました。今後、締め切りまして、抽選を行い通知する予定です。委員の皆様方には、引き続き御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第5回総会を閉会いたします。

【午後2時50分 閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員